



くすりと健康

一般社団法人
神戸市薬剤師会

薬剤師の訪問服薬 指導について

皆さんは訪問服薬指導をご存知でしょうか。訪問というと、医師の往診、看護師、ヘルパーなどしか思いつかないのではないのでしょうか。実は、私たち薬剤師も皆さま方のお宅に薬を持って訪問し、薬の説明や服薬管理のお手伝いをしています。今回は一般にあまり馴染みのない、薬剤師が患者さんのお宅に訪問しておこなう訪問服薬指導について紹介させていただきます。

📄 薬剤師が訪問するまでの流れ

薬剤師が患者さんのお宅を訪問するまでの流れには、大きく3つの流れがあります。

【医師指示型】最も一般的な流れとしては医師や歯科医師が訪問をしていて必要と認めた場合に医師、歯科医師が指示を出し、その上で患者さんが承諾されて訪問

が始まるもの。

【薬局提案型】薬剤師が薬局で気になる患者さんに対して訪問する必要があると判断し、患者さんの同意を得て主治医に連絡、そこで指示をもらって訪問が始まるもの。

【多職種連携型】訪問看護師やケアマネジャーからの要請で始まるもの。

現在はほとんどのケースが医師指示型ですが、そうでなければならぬという規定はありません。ただし、いずれの場合も患者さんの同意と医師や歯科医師の指示が必要です。

📄 在宅における薬剤師の役割

それでは実際に薬剤師が訪問して何をおこなうかを簡単に説明します。

① 医師から出された薬を調剤し、薬局から直接薬を持ってお宅まで配達します。
② 手持ちの薬を確認し、飲み合わせや重複した薬がないかを調べます。

③ 薬の効果・効能、飲み方を分かりやすく説明します。

④ 粉、錠剤など、患者さんが飲みやすい剤形にしてもらうよう医師に提案します。

⑤ 薬の専門家として、薬の作用、副作用が生活に影響していないかという観点から、医師、看護師、ケアマネジャーとは違った視点で患者さんを見ます。

⑥ 訪問で得た情報を、医師やケアマネジャーに文書で報告し、必要に応じて話し合います。

いかがでしょうか。ただ、訪問にも、医療保険による場合と介護保険による場合があり、費用負担などで違いもありますので、もし薬剤師の訪問を希望される場合は、まずは遠慮なくかかりつけの薬局にご相談ください。また在宅に限らず、薬について気になること、困ったことがあれば、何でもお気軽に薬局に相談していただければと思います。